

定款施行細則

一般社団法人 日本漢方交流会 会費及び学生の入会金に関する規定

第1条 この規程は、一般社団法人日本漢方交流会の会費に関する基本的事項を定めるものである。

第2条 当法人の会費は、年会費とし、金額は12,000円とする。会費は、年度初めに全額払い込むこととする。

2 賛助会員の会費は10,000円以上とする。

第3条 学生が当法人に入会する場合の入会金は、金5,000円とし、入会時に一括して納入することとする。

3 学生の年会費は6,000円とし、年度初めに一括納入することとする。

役員規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本漢方交流会の、役員（会長、理事及び監事）の服務等に関する基本的事項を定めるものである。

(規定の制定・改廃)

第2条 本規定の制定・改廃は、理事会にはかった上、理事長が行う。

(規定の選守)

第3条 役員はこの規定を選守し、協力して誠実に職務を遂行し、もって当法人の発展に努めなければならない。

第2章 就任

(記録)

第4条 役員の人事に関する事項については、役員台帳を備え、これに必要事項を記入するものとする。

(就任承諾書の提出)

第5条 役員が就任を承諾したときは、速やかに「役員就任承諾書」を理事長に提出しなければならない。

第3章 退任

(任期満了)

第6条 役員は、その任期が満了したときは、自動的に役員たる資格を失う。ただし、定款に定めのあるときはこれによる。

(辞任)

第7条 役員が辞任しようとするときは、その事由の如何にかかわらず、原則として事前に理事会に届け出るものとする。

2 役員を辞任する場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後といえども、その責任に係る職務について責任をもたなければならない。

(解任)

第8条 役員は、総会の決議により、これを解任することがある。

(定年)

第9条 役員は定年は原則として次のとおり定める。

- (1) 会長80才
- (2) 理事70才
- (3) 監事70才

2 現在、在任する者で、第1項の年齢を超える者は、その任期が満了するまで定年を延長する。

3 総会において、定年年齢を超えた者を選任したときは、本条は適用しない。

第4章 服務

(禁止事項)

第10条 役員は、職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、又は手数料、リベート等を收受してはならない。

2 役員は、法律に定める役員としての義務及び本規程に定める役員職務に背反する行為をしてはならない。

(機密の保持)

第11条 役員は当法人の機密を保持し、当法人の不名誉・不利益となる行為・言動をしてはならない。

(役員の責務)

第12条 役員は、次の点に留意して所管業務の運営にあたるものとする。

- (1) 当法人の方針及び理事長の指示に基づき、業務を計画的に処理すること。
- (2) 職責を十分に自覚し、責任をもって仕事にあたること。
- (3) 全法人的事項の処理にあたり、当法人の発展、人の和の醸成に努めること。

第5章 旅費その他

(旅費)

第13条 役員が業務により出張する場合は、出張計画に基づき理事長の承認を得るものとし、出張後速やかに理事長に対して出張報告を行わなければならない。

- (1) 役員の出張旅費は、別に定める基準に従い、その実費を支給する。
- (2) 前項のほか出張に伴う諸経費については、出張後理事長の承認を受けて請求することができる。ただし、これを証明する領収書その他の証拠を添付しなければならない。

(慶弔見舞)

第14条 会員又は役員に慶弔見舞に該当するような事項が生じたときは、理事会で協議の上、当法人の名において、下記のとおりこれを支出することができる。

- (1) 会員の場合は、事務局に弔事の通知があった場合に限り、弔電を出し、香典として金5,000円を支出する。
- (2) 役員の場合は、事務局に対する弔事の通知の有無に拘わらず、弔電及び生花を出し、香典として金10,000円を支出する。

(附則)

第15条 本規定は、平成21年11月22日から実施する。

一般社団法人 日本漢方交流会選挙規定

この規定は、一般社団法人日本漢方交流会定款、第19条を実施するための細則であり、役員選出等が適正円滑に実施されることを目的とする。

第1条 役員選挙は、任期満了の場合は、その任期の終了する年の10月・11月時定期総会において行なわれる。

第2条 新役員が選出されても、前役員は任期満了迄業務引き継ぎなど職務を続行しなければならない。補欠選挙の場合は、適宜臨時総会において行なわれることも可とする。

(選挙管理委員会)

第3条 役員選挙にあたっては、選挙管理委員会を設けなければならない。

第4条 選挙管理委員会は、理事会の指名する選挙管理委員によって構成される。

第5条 選挙管理委員の定数は当分の間、3名以上5名までとする。

第6条 選挙管理委員会の結成の依頼は、理事会が選挙実施予定日4ヶ月以前までに行なう。

第7条 選挙管理委員会は随時結成され、選挙終了後は解散する。

第8条 選挙管理委員会は結成後ただちに業務を行い、選挙実施日3ヶ月前までには、全会員に選挙の告知及び立候補募集を行わなければならない。

第9条 選挙管理委員会は立候補届け期限を、投票締切日1ヶ月前までとして、明確に日時の告知をしなければならない。

第10条 選挙管理委員会は立候補届け出名簿を作成し、投票用紙と共に、投票締切日の15日前までに全会員に送付しなければならない。

第11条 投票締め切り日は総会の5日前とする。(国内郵便物が5日以内に事務局に配達される事を前提とする)

第12条 郵便による投票の場合、切手の消印日を投票日とする。

第13条 選挙管理委員会は投票の管理及び開票の業務を行う。

第14条 選挙管理委員会の事務は事務局が代行することを可とする。

(理事の選出)

第15条 役員に立候補しようとする会員は、選挙管理委員会に期限までに、立候補の目的と抱負、漢方経歴、年齢、住所氏名、連絡先を記した立候補届けを提出しなければならない。

第16条 郵便による立候補届けの場合、切手の消印日を提出日とする。

(監事の選出)

第17条 監事の選出は、定款第19条に基づいて行われる。理事会において適任者を推挙し選挙管理委員会に報告しなければならない。

(投票方法など)

第18条 立候補者が改選の定数を越えない場合であっても、信任を問う形で選挙を行うことを可とする。(不信任者に記号をつける方法で投票を行う)

第19条 総会前日までに、開票を終わり、選挙管理委員会は総会において当選者の氏名を発表して、総会の承認を得る。

第20条 投票数が同数の場合は、年齢の若い候補者を当選とする。

第21条 選挙は選挙管理委員会の責任により、郵便にて行う。投票締切後に投函されたものは無効とする。

(役員就任承諾について)

第22条 役員当選者は、所定の役員就任承諾書を理事長、並びに主務官庁に提出しなければならない。

(理事長・副理事長・会計等の互選について)

第23条 理事長・副理事長・会計理事ほか各部会部長・副部長は、理事当選確定後に行なわれる、総会直前の理事会において互選される。

第24条 前項、第23条、で互選された役員役職は、総会において報告承認される。

(各種委員会委員長・副委員長の選任について)

第25条 各種委員会の委員長及び副委員長は原則として理事が理事会において互選され就任する。但し委員会の特殊性を考慮し、委員長、副委員長が理事でなければならないことに拘泥せず、一般会員もしくは全くの部外者に理事会で委嘱することができる。

(附 則)

第26条 この細則に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第27条 この細則は理事会の議決により改廃することができる。

一般社団法人 日本漢方交流会旅費規定

《目的》

第1条 この規則は、一般社団法人日本漢方交流会の役員等が、本会の業務のために旅行する場合(以下単に「旅行」という)の旅費の支給に関する事項について中間法人日本漢方交流会役員規定第13条に基づき定めることを目的とする。

《役員等の範囲》

第2条 この規則において役員等とは、次の各項に掲げる者をいう。

- (1) 会長、理事、監事、各種委員会の委員長及び委員。
- (2) その他前号に準ずると認められる者。

《役員等の旅行》

第3条 役員等の旅行は、理事長の文書または口頭(電話)による旅行依頼又は理事会の承認にもとづき行うものとする。

《旅費の種類》

第4条 旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 鉄道運賃

鉄道を使用する旅行について行程に応じ、当該鉄道の定める旅客運賃(行程50km以上の場合で、急行列車の運行がある場合は「急行料金」を100km以上の場合で特別急行列車の運行がある場合は「特別急行料金」を含む)とする。

(2) 船舶運賃

船舶を使用する旅行について行程に応じ、当該船舶会社等の定める旅客運賃とする。

(3) 航空運賃

航空機を使用する旅行について行程に応じ、当該航空会社等の定める旅客運賃とする。

- (4) 陸路（鉄道を除く）旅行について
使用する交通機関の種類および行程に応ずる実費とする。

《旅費の計算》

第5条 旅費は、居住地（住所）から目的地までの最も経済的な通常の経路および方法により、旅行した場合の費用により計算する。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、この経路および方法によりがたい場合は、現に使用した経路および方法により計算する。

② 航空運賃については、旅行の目的、時間的必要性その他の実情に応じて支給するものとする。

《旅費に関する事務》

第6条 役員等の旅費に関する事務は、会計担当理事が行う。

《旅費の調整支給》

第7条 旅行の形態その他特別の事情により、この規則による旅費を支給することが適当でない場合は、これを調整して支給する。

《宿泊費の支給》

第8条 理事長が特に必要と認める場合は、第5条の規則に関わらず、所要の宿泊費を支給することができる。

《附則》

この規則は平成15年11月24日から施行する。

一般社団法人 日本漢方交流会会務運営規定

2004.10.9 理事会決議

第1条 この規則は、理事長総括の下における各部の設置ならびにその所掌事務を明確にし、もって、会務の適正円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 本会の会務は、当分の間次の各部及び委員会により分掌する。

- 1) 各部 1 総務部 2 財務部 3 企画部
4 学術部 5 組織部 6 広報部
- 2) 委員会 資質向上委員会

第3条 各部に部長1名を理事会にて理事互選により選任する、同様に副部長を原則2名選任する。

第4条 各部に必要により構成部員として、理事又は一般会員から部長権限にて若干名を委嘱することが出来る。

第5条 各部の運営資金は総会にて承認された予算によるものとする。

第6条 部長は担当部会の目的に従って事業計画、予算決算案を作成し、及びその実施等所轄会務を掌理し、部会を司掌する。

第7条 副部長は部長に事故ある時は、その職務を代行する。

第8条 各部に分掌された会務は、原則次の通りとする。

総務部

- 1、社員（会員）の名簿作成。
- 2、賛助会員、特に各地漢方研究会との組織的交流の 促進。
- 3、諸会議の運営に関すること。
- 4、会議録の作成及び保管に関すること。
- 5、会長印及び公印保管、公文書の永久保管に関する こと。
- 6、庶務に関すること。
- 7、所管長の届けに関すること。
- 8、式典に関すること。
- 9、渉外に関すること。
- 10、広告、寄付金、援助金の要請
- 11、各部の調整に関すること。
- 12、名誉会長、会長、顧問、相談役に対する答礼の配慮。
- 13、その他、他部の所管に属さないこと。

財務部

- 1、予算に関すること。
- 2、決算に関すること。
- 3、資産運営、税務管理に関すること。
- 4、会費、負担金の徴収。
- 5、広告、寄付金、援助金の集金。

6、その他会計事務に関すること。

企画部

- 1、交流会の組織的及び設立意義確立のための新規事業の企画立案と実施。
- 2、法人としての交流会の関連外部団体との折衝交流の促進。
- 3、漢方交流会の設立意図に基づく、会員の利権確立向上のための方策の企画と戦略的实施。
- 4、東洋医学の発展のための医薬事法の研究と規制緩和の研究と運動。

学術部

- 1、会員の学術及び資質向上に関すること。
- 2、東洋医学学術の研究及び調査に関すること。
- 3、国内外の関連団体との学術的交流及び情報交換に関すること。
- 4、年1回の全国学術総会の実施担当者との臨機企画立案の相談。
- 5、賛助会員である、各地研究会の事業支援のため交流の促進、資料の提供等。
- 6、漢方初心者のための基準テキストの作成、及び講習会等の企画立案と実施。
- 7、一般向け漢方普及書の発行、及び優良関連図書の推薦。
- 8、一般社団法人日本漢方交流会学術機関誌「玉函」の発行。

組織部

- 1、会員の増強・増加促進に向けての具体的企画立案と実施。
- 2、青年漢方薬剤師の指導育成に関すること。
- 3、薬局製剤制度の普及と質の向上の運動。及び実施指導。
- 4、漢方薬局運営の指導、及び経営の向上の研究と戦略的実施。
- 5、漢方時事問題に対する会員の考え及び実態の調査と把握。
- 6、賛助会員(各地漢方研究会)の本会に対する要望等、実態調査と把握。
- 7、会員相互扶助制度の研究。
- 8、その他組織の充実強化に関すること。

広報部

- 1、機関紙、中間法人日本漢方交流会ニュース「金匱」の発行。
- 2、日本漢方交流会のホームページ作成と運営。
- 3、インターネットによる漢方相談の企画実施。
- 4、国内外の東洋医学関連団体との連絡、情報交換。
- 5、一般国民に対する東洋医学による健康管理と健康増進の啓蒙活動。
- 6、日本漢方交流会事業内容の宣布普及。

(委員会活動について)

第9条 会務の充足のために、会長諮問委員会、または理事会諮問委員会を設置することができる。

第10条 委員会は臨時的特殊目的で研究、開発などを目的で設置される。

第11条 委員会は目的を達成された後は解散する。

第12条 委員会事業を理事会の議決により通常業務として、いずれかの部に分掌することを可とする。

第13条 委員会はその設置された特殊目的により、その構成員は本会の会員であるか否かを問わない。

第14条 委員会委員長及び副委員長は原則として本会の理事が就任する。

(附 則)

第15条 この細則に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第16条 この細則は、理事会の議決により改廃することができる。

一般社団法人 日本漢方交流会 全国学術大会開催要領

平成18年6月4日理事会於 一部改正

以下に全国学術大会並びに総会を開催するにあたって、その運営基準となる事項を本会の内規として理事会において検討し決議する。

第1項 開催

- (1) 全国学術大会は定款の趣旨に沿って毎年実施することとする。
- (2) 学術大会の開催責任は本会がその任にあたる。
- (3) 大会開催は薬学部学生等を啓発するために、各地薬科大学等大学施設を会場として行なう事を目標とする。
- (4) 開催期日は総会を同時開催するために、決算報告が可能な日程を考慮し11月中旬を目標とする。

第2項 実行

- (1) 大会の実行は本会の賛助会員である各地漢方研究会等に委託する。
- (2) 大会開催を担当した当事者は実行委員会、並びに運営委員会を結成し、本会学術部等と綿密に連絡をとりながら企画実行する。
- (3) 大会開催を担当実行する責任者は理事会において検討し、当事者の了解を得た後理事長が委嘱する。
- (4) 大会開催を担当実行する責任者は3年先迄あらかじめ予定し依頼しておく事を目標とする。

第3項 大会実行準備金

- (1) 本会は大会開催を担当する責任者が決定され、大会開催のための実行委員会が結成された時点で、大会開催準備金を担当責任者に支払う。
- (2) 大会開催準備金は、実行委員会が大会参加費を収入として得る迄の期間、通信費、事務費その他の必要経費を充填するために用いるもので、大会終了後は特別な理由が無い限り本会に返還しなければならない。
- (3) 前記に言う特別な場合とは、大会終了に際し運営費が赤字決算になり、準備金が返済不可能な場合である。
- (4) 大会開催準備金は、当面500,000円とする。

第4項 大会運営細則

- (1) 大会スローガン、テーマ、特別講演演題、市民公開講座などは、開催担当者と本会の学術部とが協議の上理事会の承認を得て決定される。
- (2) 少しでも多くの会員の学術大会への参加を促進し、また大会にどうしても参加出来ない会員に情報を提供するために、学術大会の抄録集または講演要旨集等は大会開催の1週間以上前には本会の全ての会員並びに名誉会長、会長、相談役、顧問、及び関係者に大会実行委員会が責任をもって無料で郵送することとする。
- (3) 前記による抄録集等の印刷費及び郵送費は大会運営費によらず本部が別途会計から支弁する。
- (4) 学術大会会期中に本会総会を開催する。
- (5) 前記総会開催に直接関係する経費としての新聞社などメディアの接待費用、並びにインタビュー室の設営費ほか本会の直轄する来賓の接待費用は本部が別途会計にて支弁する。
- (6) 本会の直轄する来賓とは、名誉会長、会長、相談役、顧問、及び関係団体の役員などであり、その懇親会参加費用は本部が別途会計にて支弁する。
- (7) 学術大会そのものへの本会の直轄する来賓の参加登録費用並びに宿泊費、旅費等必要経費は本部が別途会計にて支弁する。
- (8) 新聞社などメディアの招待及び名誉会長、会長、相談役、顧問並びに関係団体の代表者等への招待業務は本会総務が行なう。
- (9) 学術大会の抄録、または論文集、講演要旨集等に掲載する広告の募集のルールとして、すでに三誌に広告を掲載しているメーカー等に対して、重ねて広告の掲載をお願いすることはひかえること。
- (10) 三誌に広告をしているメーカー、及び大会に展示参加をしているメーカーに対しては大会参加費（登録料）を無料とする。但し懇親会に無料招待はしない。

第5項 大会経理関係

- (1) 大会収支決算の処理については、大会運営資料と領収書などを厳重に審査し理事会の承認を得て、その不足金は本会会計より補填し、その剰余金は本会会計に納入する。
- (2) 大会を運営した担当者には本会会計より運営協力費を支給することができる。
- (3) 大会の運営は赤字にならないように努力しなければならない。基本的には本部関連の費用を捻出できるように運営する事を原則として大会参加費などを決定し工夫する事。但し必要以上に利益を出す事は法人として好ましく無いので注意すべきである。
- (4) 学術大会で支出した講演料及び人件費については、支払い調書を作成し該当者に渡し、これに対する源泉徴収税は本会会計より納税する。
- (5) 運営協力費の額面は当分の間100,000円とする。
- (6) 運営協力費は大会収支決算が赤字になった場合でも支払う事にする。

一般社団法人 日本漢方交流会 認定制度規約

平成17年11月20日 改正

第1章 総 則

〔名称〕

第1条 本規約は一般社団法人日本漢方交流会認定制度規約と称し、一般社団法人日本漢方交流会（以下本法人と称する）に設置された、資質向上委員会によって運営される。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第2条 本制度は、本法人会員の、漢方医薬学（以下漢方と称する）研修の意欲を高め、その資質向上を図る。

□ 高齢者時代を迎えて、漢方研究者に対する社会的認識を深めることにより、国民の健康に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第3条 資質向上委員会は前条の目的達成のため、本規約の定める所定の手続きを経て、申請書を提出した会員に対して、その漢方履修程度に応じた称号の、取得者資格を認定するものとする。

□ 関係賛助研究団体研究会と連携をとりながら、称号未取得者に働きかけ本法人の主要事業である、称号取得運動の周知実践につとめるものとする。

第3章 称号

〔称号の種類と取得条件〕

第4条 本法人が認定する称号の種類と、取得のための条件は次の通りとする。

□ 前記称号の外に、名誉師範の称号を設ける。

ハ 師範に限り、称号更新を見送った者は、元師範と記す事を得る。

ニ 漢方履修期間は、年間70時間以上を以て1年とする。

第4章 申請

〔申請資格〕

第5条 本法人の称号認定を申請する者は、次の条件を備えねばならない。

イ 本法人会員であること。

□ 漢方医薬学に関する業務に従事し、または関心を持つ者で、漢方の研究に熱意を有する者。

〔申請手続〕

第6条 本法人の称号を受けようとする者は、所定の申請書類に認定料を添えて、年度初めに資質向上委員会に提出するものとする。本法人賛助研究団体（研究会）の所属会員は、当該研究会の称号取得運動担当者を経由して、定められた期日内に提出すること。

第5章 資質向上委員会

〔資質向上委員〕

第7条 資質向上委員は、資質向上委員会担当理事により、漢方師範取得者の中から推挙された委員を理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし再選を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

〔資質向上委員会〕

第8条 資質向上委員会の構成人員は次の通りとする。資質向上委員会担当理事1名

前条により選出された、漢方師範若干名（但し5名以内とする）

2 資質向上委員会は年1回以上開催して所轄事項を管掌し、学術部と連携しながらその目的達成に努力する。

3 資質向上委員会委員長は資質向上委員会担当理事が就任し、委員長は必要記録を添えて理事会に事業報告を提出する。

4 資質向上委員会は定員の2/3（委任状を含む）を以て成立し、議決は多数決による。

5 資質向上委員会は認定制度規約〔第3章 称号：第4条 称号の種類と取得条件〕にある取得条件中の、〔関係研究団体等における漢方履修期間〕などについて、本法人新加盟賛助研究団体（研究会）または個人会員より公正適切な資料の提出を受けた場合は、前項とは関わりなく、全委員の承認により一部条件を充足し得るものとする。

第6章 認定書

〔認定書の交付〕

第9条 認定書は理事会の承認を経て、会長が発行し、本法人賛助研究団体である加盟研究会を通じ、又は申請者本人に、学術大会総会に於いて交付する。

〔認定書の有効期間〕

第10条 認定書の有効期間は発行の日から3年とする。

2 期間満了に際して、引き続き称号の継続を希望する者は、申請書類に更新料を添えて、資質向上委員会に申請するものとする。

3 認定料並びに更新料については、別に定める。

〔認定書の失効〕

第11条 次の場合認定書はその効力を失う為、取得者は直ちに所属本法人賛助研究団体（研究会）を通じて、または直

- 接委員会にこれを返還しなければならない。
- イ 期間満了に伴う、継続更新の手続きを怠った場合。
 - ロ 本法人会員としての、資格を失った場合
 - ハ 本法人の名誉を著しく傷つけ、資質向上委員会より資格剥奪の通告を受けた場合。

第7章 経 費

〔経費〕

第12条 認定科及び更新料の半額は、研修活動資金として当人が所属する本法人賛助研究団体（研究会）に還元するものとする。但し、直接申請者は規定通りとする。

第8章 附 則

〔附則〕

第13条 本規則は有限責任中間法人日本漢方交流会設立許可日から実施する。

第14条 本規約の改廃については、本法人理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本漢方交流会 認定制度規約施行細則

〔名誉師範の称号〕

第一条 規約第四条ロの名誉師範は、資質向上委員会の推挙により、理事会の承認を得て、日本漢方交流会より贈呈する。

〔申請書類〕

第二条 規約第六条の申請書類は、次の通りとする。

- イ 本会所定の申請書
- ロ 履歴書（学歴 職歴 漢方歴）
- ハ 所属賛助研究団体などの漢方履歴証明書

〔認定科・更新料〕

第三条 規約第六条・十条及び十二条の、認定科・更新料は次の通りとする。

- イ 認定科20,000円
 - ロ 更新料10,000円
- 但しイ)の認定科は、新規及び昇級の場合とする。

〔漢方師範・特記事項〕

第四条 規約第四条の特別条件にある、別記条件とは

- イ 人格円満且つ人徳があり、漢方研究の後進の指導育成に、積極的情熱を有する者。
 - ロ 称号取得後も引き続き、所属賛助研究団体及び日本漢方交流会に対し、各面における自覚と責任ある行動を取り得る者。
- 2 その更新毎に、大会参加数並びに研究発表を1回上乘せするものとする。但し研究発表回数については、資質向上委員会の承認下に、全国規模の関連学会・大会、並びに同規模の専門誌上の併用も本項に準用するものとする。
- 3 師範の認定には極めて厳しく臨むものとする。
- 4 師範の更新が3回以上の場合、4回目以降の該当者に対しては、資質向上委員会の推挙により、理事会の承認を経て、終身師範の称号を付与し、更新料を不要とする。

〔準師範〕

第五条 規約第四条の特別条件並びに別記条件については、細則第四条一項及び三項を準用する。

〔終身師範〕

第六条 終身師範の申請に際しては、書類提出時の年齢は65才以上とする。

- 2 交流会終身師範の称号にふさわしく、所属賛助研究団体の同意と推薦に加えて、代表者から個人的推薦状の添付を必要とする。
- 3 日本漢方交流会規約第5章第9条に抵触した場合は、資質向上委員会の上申を受けて、会長の返還要請を受けた場合は、速やかにその称号を返還するものとする。

〔錬士の取得条件〕

第七条 研究発表は所属する賛助研究団体内部のものも認めるが、その内容は会指導者の助言を必要とし、文書にして必要書類に添付し申請すること。

- 2 申請時点において日本薬剤師研修センター認定の漢方薬・生薬認定薬剤師証取得者は研究発表1回を省くことがで

きる。